

は じ め に

本県では、平成25年3月に総合的な健康づくりの指針として「第2次みやぎ21健康プラン」を策定しました。この中で、一次予防（健康増進、疾病の予防等）に重点を置いた生活習慣病対策を推進することとし、栄養・食生活、身体活動・運動、たばこを重点的に取り組む分野と位置付けました。

特にたばこについては、「めざせ！受動喫煙ゼロ」をスローガンに掲げるとともに、受動喫煙防止に関する県民の機運醸成を図り、各施設の実情にあった受動喫煙防止対策に自主的に取り組むことを促すため、平成26年12月に「宮城県受動喫煙防止ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を策定し、受動喫煙防止対策を推進してきました。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックを一つの契機として国民の健康増進を一層図るためには、受動喫煙対策を更に強化していくことが必要であることから、「望まない受動喫煙をなくす」ことを目的に、平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下「改正健康増進法」という。）が成立、公布されました。それを受け、本県においても、平成30年11月に第2次みやぎ21健康プランの受動喫煙に関する目標値の変更を行い、全ての指標項目について「受動喫煙の機会を有する人の割合」を0%としました。

また、本県のがん対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画である「第3期宮城県がん対策推進計画」においても、受動喫煙防止対策に積極的に取り組むこととしています。

こうしたことを踏まえ、これまでのガイドラインが示してきた方向性を後退させることなく、改正健康増進法を踏まえた取組を加えることにより、なお一層の受動喫煙防止対策を推進することを目指して、今回ガイドラインを改定しました。

本ガイドラインにより、県民全体が受動喫煙について関心を持っていただくとともに、望まない受動喫煙をなくすため、各施設の類型に応じた受動喫煙防止対策を講じていただきますよう、御理解と御協力をお願いいたします。